

警報発表時及び災害等における学校の対応

風水害等の「警報」発表時、及び大地震等の「災害」発生時における、生徒の安全を確保するため、次のように対応しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 警報発表時

	状態	学校の対応	備考
登校前	午前6時の段階で、横浜市南部域内に 「特別警報」 「暴風警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」 が発表継続中の場合	全市一斉に「臨時に休業」 ○遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止。ただし、目的地に警報等が発表されておらず、出発を遅らせる等の措置により安全が確保できる場合等は、学校の判断により実施する場合があります。 ○部活動の朝練習等については、前日に学校で中止等の判断をします。	午前6時の段階で「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表され、臨時休業となった場合には、原則として、学校からの連絡は行いません。
	午前6時の段階で、横浜市南部域内に 「危険警報」 相当 が発表継続中の場合	学校が「臨時に休業」の措置 ○生徒及びご家庭の安全確保を最優先とし、教育委員会事務局の指示等に伴い各家庭に連絡します。	状況により、適宜学校から連絡します。
	午前6時の段階で、横浜市南部域内に「暴風警報」を伴わない 「大雨警報」 「土砂災害警報」 「氾濫警報」 が発表継続中の場合	原則として通常どおり ○地理的立地条件や被害等によって状況が異なりますので、ご家庭での判断を優先してください。	悪天候で休んだり、登校が遅れたりした場合は、欠席、遅刻としません。連絡を必ずしてください。
登校後	登校後に 「特別警報」 「危険警報」 「警報」 が発表された場合	○状況を総合的に判断し留め置き下校時刻の変更など適切な措置を講じます。	状況により、適宜学校から連絡します。

※「横浜市南部域内に警報が発表されている場合」とは、「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」のいずれかに警報が発表されている状態を指します。

2 大地震等の災害発生時

市域のいずれかで、「震度5強以上」の地震が観測された場合

直ちに授業を打ち切り、全学年「生徒引き渡し、緊急時連絡カード」に記載された保護者及び引取代理人に引き渡しを行います。

保護者等への引き渡しができるまで、生徒は学校に留め置きます。

警戒宣言が解除されるまでは学校は休校となります。

※南海トラフに関する「臨時情報」が発表された場合には、登校前は、横浜市教育委員会が臨時休校の判断をした場合は休校となります。また、登校後は、震度5弱以下の場合は、状況により適宜、学校から連絡します。